

事務事業評価シート（評価対象年度：令和元年度）

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名	障害支援区分認定審査会事業					②事業番号	4607
③事業類型	1. 法上（必須）事業			④開始年度	平成 28 年度	⑤終了予定年度	設定なし
⑥根拠法令等	☒ 法令	☐ 条例	☒ 規則	要綱	計画等	その他	法令等の名称：阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約
⑦実施手法	☒ 直営	☐ 全部委託	☐ 一部委託	補助・負担	その他		
⑧関連予算科目コード	款	3	項	1	目	8	細目 8
⑨担当部名	健康福祉部			⑩担当課名	障害福祉課		会計 一般会計

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1) 対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
① 障害福祉サービスの利用を希望する者(認定審査会での支援区分認定を要する者)	① 認定審査会処理見込件数	件
②	②	
(2) 事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
障害者総合支援法に定める介護給付サービスを利用するにあたり、必要となる障害支援区分認定のため、2市1町(泉南市・阪南市・岬町)で構成される「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会」運営のための事業。平成28年度から平成30年度まで泉南市が事務局。令和元年度は岬町が事務局となり、3年毎に2市1町で事務局を輪番する。	① 認定審査会年間開催回数	回
	②	
	③	
(3) 意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
必要な障害福祉サービスを給付することで、障害者の自立生活を促進する。	① 障害支援区分認定審査件数	件
	① 計算式	
	② 計算式	
	③ 計算式	
(4) 結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
必要な障害福祉サービスを給付し、障害者がその人らしくいきいきと自立して生活できる。	政策(章)	2: みんなが健やかで、みんなが助け合うまち
	施策大(節)	3: みんなで支えあう福祉のまちをめざします
	施策中	3: 障害福祉の充実
	施策小	3: 福祉サービスの充実

〔2〕各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	
対象指標①	認定審査会処理見込件数	件	474	555	503	451	—	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標②								
活動指標①	認定審査会年間開催回数	回	24	32	25	24	—	
活動指標②								平成30年度は、制度開始時の更新者が多いため、審査見込件数が多く、回数も多い。
活動指標③								
成果指標①	障害支援区分認定審査件数	件	336	445	417	451	—	
成果指標②								事業費などの推移における特殊要因などの説明 平成28～30年度まで泉南市が事務局。令和元年度からは、岬町が事務局のため、直接事業費は負担金のみ。
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.40	0.64	0.06	0.06		
	正職員	人	0.99	0.99	0.00	0.00		
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	6,360	8,436	463	463		
	直接事業費	千円	2,607	3,378	2,161	2,615		
	総事業費	千円	8,967	11,814	2,624	3,078		
財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0		
	府支出金	千円	0	0	0	0		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	3,297	3,701	0	0		
	一般財源	千円	5,670	8,113	2,624	3,078		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約に基づき、平成28年度より泉南市が事務局となった。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	障害者総合支援法に基づき、今後も事務局輪番により、認定審査会事業が実施される見込み。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

[1]目的妥当性(必要性)			A.高い	B.やや高い	C.やや低い	D.低い	[1]の評価	A
評価項目		評価及び理由・説明等						
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。		ア. する アイ. ある程度 ウ. しない	障害のある人の生活支援や就労支援につながっている。					
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)		ア. はい アイ. ある程度 ウ. いいえ	障害者総合支援法に基づき、市が実施する必要がある。					
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)		ア. 合っている アイ. ある程度 ウ. いない	障害者総合支援法により、定められている。					
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。		ア. 影響がある アイ. ある程度 ウ. ない	障害者総合支援法により、定められており、休止・廃止はできない。					

[2]有効性			A.高い	B.やや高い	C.やや低い	D.低い	[2]の評価	A
⑤期待どりの成果が得られていますか。		ア. 得られている アイ. ある程度 ウ. いない	障害者総合支援法により定められた成果は得られている。					
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)		アイ. ある イ. ない	障害者総合支援法により定められた事業のため、工夫は難しい。					
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。		ア. 類似なし ウイ. できる ウ. できない	障害者総合支援法により定められた事業であり、統廃合や連携はできない。					

[3]効率性			A.高い	B.やや高い	C.やや低い	D.低い	[3]の評価	A
⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費+人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)		イ. ある イ. ない	障害者総合支援法により、市が実施する必要がある、大幅なコスト削減は難しい。					
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)		イ. ある イ. ない	障害者総合支援法により定められているため、適正化の余地なし。					

4. 総合評価

総合評価	評価(A~D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A:現状のまま事業を進めることが適当 B:課題が少しあり事業の一部見直しが必要 (事業の進め方に改善が必要) C:課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要 (事業規模、内容、実施主体の見直しが必要) D:事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	今後も円滑なサービスの提供ができるよう、適正な運営が必要である。	

5. 改革、改善案【ACTION】

＜今後の方向性＞	
ア	ア. 現状のまま継続 イ. 見直しのうえで継続 ウ. 終了 エ. 休止 オ. 廃止 (年まで) (年から) (年から)
	＜今後の展開方針＞ a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)
①改革、改善の具体案、実施年度など	平成30年度までが泉南市が事務局。令和元～3年度までは岬町、令和4～6年度までは阪南市が事務局となる。令和7年度に泉南市が事務局となる(予定)。
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	—